

平成 22 年 5 月 13 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520602

研究課題名（和文）

清末のアヘン追放運動と中国アヘン税収をめぐる中央・地方間の抗争との関連

研究課題名（英文）The Chinese Campaign Against Opium and the Conflict Over the Native Opium Revenue between the Central Government and Local Government

研究代表者

新村 容子（NIIIMURA YOKO）

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：80362945

研究成果の概要（和文）：本研究は、清朝最末期、清朝体制再編の時期における財政中央集権化の試みと、アヘン追放運動との関わりを考察するものである。1906年「禁烟上諭」と1907年「中英禁烟協定」仮協定の締結に始まるアヘン追放運動は、中国政府がアヘン吸煙という旧弊の一扫を目指し、イギリスもそれに協力した改革運動であると評価されてきた。しかし、そのようなとらえ方は、当時の清朝中央政府が財政破綻に瀕しており、将来増収の可能性のある税源として中国アヘンがいかに重要であったかを過小評価していると思われる。本研究は、旧弊の一扫という大義名分の裏で、中国アヘンの課税権を中央政府が掌握しようとする企図がなされていたことを明らかにし、アヘン追放運動の狙いをとらえなおそうとするものである。

本研究の結果、1906年以降、中央政府と地方政府との間で中国アヘン税収をめぐる争奪戦が激しさを増していたこと、「中英禁烟協定」は、アヘン貿易を停止させ、アヘンへの課税をめぐるイギリスの干渉を排除した上で、中国アヘンへの自由な課税を実現し、最大限の税収を確保しようとした政策であるという展望を示した。

研究成果の概要（英文）：In 1906, An Imperial decree was issued commanding within ten years foreign and native opium be equally eradicated. British Government agreed to reduce annually by one-tenth of the average amount of the Indian opium exports to China. This anti-opium movement was regarded as an earnest social reform in late Qing period. But we should not forget at that time Qing Government urgently needed money after the Boxer uprising. The production of native opium was very large, and that the revenue derived from it was also very large. The Qing China Policy in her last several years has been to centralize this revenue, and the conflict over native opium revenue has been proceeding between Central Government and Local Government. To eradicate British opium trade is very convenient to Qing Government. She could have introduce heavy duty on native opium without Britain's interference..

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学（東洋史）

キーワード：中国アヘン、中英禁烟協定、趙爾巽、四川省

1. 研究開始当初の背景

本研究の申請時における申請者の関心は1907年に締結された「中英禁烟協定」は、中国におけるアヘン生産を10年間で一掃するという規定においては非現実的であり、中国側は実行不可能であることを承知の上で協定を結んだのではないかと、ということである。なぜならば、

第一に、中国におけるアヘン生産は、20世紀初頭においてインドアヘン輸入量の10倍以上にも達していた。中国は世界第一のアヘン生産国であり、アヘンの生産と流通は国家と国民双方を支える重要産業となっていた。

中国最大の生産地は四川省であり、アヘン生産・販売は、四川省の最重要産業であった。四川アヘンは、全国に流通しており、流通ルートに位置する省を中心として、中国全体の経済を支える重要な基幹産業であった。

また、

第二に、イギリスにおけるアヘン貿易反対運動は、アヘンは不道徳であるという理念から出発しており、(1)で述べたような中国の現実には無知であった。

20世紀に入り、世界的なアヘン規制への動きが高まって板状況のもとで、イギリスがアヘン貿易から手を洗おうと意図することは、十分に納得できる。しかし、中国は中国アヘンを追放することは、中国を破綻させる事を承知しており、アヘン生産停止を実行しようとは考えていなかったのではないかと。

事実上不可能なアヘン生産禁止を、なぜ、中国政府は宣言し、イギリスと「中英禁烟協定」を締結したのか。清朝最末期のアヘン追放運動は、これまでの多くの研究では、清朝の「近代化」政策の一貫たる社会改革運動として高く評価されてきた。しかし、国民の生活を支える経済的基盤を破壊する社会改革運動はなりたつのであろうか。アヘン生産追放運動には何か不透明でよくわからない裏が隠されているように思われてしかたがない。当時の清朝政府が、中国全体を疲弊させる政策を選択することは現実的ではない。結果としてアヘン追放が実現しなかったことはその後の中国を見れば明らかである。実現の可能性のない政策を実行した背景には、何らかの狙いがあるのではないかと。中央政府によるアヘン税収の吸い上げを狙った動きが絡んでいるのではないかと。

本研究を申請する際に抱いていた疑問は以上のごとくである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「研究開始当初の背景」で述べたように、1907年「中英禁烟協定」に関して抱いていた疑問を深めていくことである。

「中英禁烟協定」は、(1)インドアヘンの中国への輸出の停止と、(2)中国におけるアヘン生産の停止、とのふたつを同時に実行する協定である。

本研究では、中国におけるアヘンの停止に焦点を絞って、①「中英禁烟協定」締結の時点において、清朝中央政府は、中国アヘンの生産拡大にいかに対応していたか、②アヘン生産の盛んな地方の政府は「中英禁烟協定」を遵守する意向であったのか。アヘン生産停止が実現可能であると考えていたのか。③アヘン生産停止が実現不可能であるとすれば、中国におけるアヘン生産停止運動の隠された狙いは何か、の3つの問題を考察する。以上が、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究の研究方法について、その具体的内容を以下に記述する。

(1) まず、アヘン生産追放運動を開始した清朝中央政府の隠された狙いについては、次のような方法で考察した。

①1907年の「中英禁烟協定」の1年前に、清朝中央政府は中国アヘンに対して「統捐」の導入を実行しようとしていた。「統捐」については総税務司の報告が重要な史料である。なぜならば「統捐」の導入を立案したのはロバート・ハートであるからである¹。

「統捐」は「八省統捐」と呼ばれるように、四川省をはじめとするアヘン生産地帯とその流通ルートに位置する省に適用されるものであり、その狙いは中国アヘンに対する課税を中央がコントロールし、課税収入を中央に吸い上げる目的を持つ。アヘン生産禁止を明言する「中英禁烟協定」締結の前年に清朝中央政府が中国アヘンの税収を重視する姿勢を打ち出していたこと、しかもその提言を

¹ Inspector General's Circular, No. 1343

したのがロバート・ハートであったことは重要である。清朝政府もロバートハートも、清朝財政にとっての中国アヘン税収の重要性を認識していたことになる。

②このような中央の動きに対して、地方政府がどのような対応をしたかについては、「海関報告」、「領事報告」などを中心にして史料を収集し、考察を進めた。

(2) 地方政府、とりわけアヘン生産の盛んな地方において、地方政府はアヘン追放運動を実際に実行したのかどうかについては、最大のアヘン生産地四川省を対象とした。中国北京の第一歴史档案馆に所蔵されている「趙爾巽全宗档案」には、趙爾巽が四川総督であった時の档案が保存されている。趙爾巽が四川総督であったのは1908年から1911年までであり、まさに「中英禁烟協定」に依拠してアヘン生産一掃運動が実行された時期にあたる。

「趙爾巽档案」に依拠して、アヘン追放運動は、中国最大のアヘン生産地帯である四川省において、どのように実行されていたか、上級から下級に至る官吏の対応はどうであったか、調査を進めた。

4. 研究成果

〔研究の主な成果〕

(1) 中国アヘン税収をめぐる清朝中央政府と地方政府との対立に関して、①「統捐」の導入に乗り気ではない地方政府を説得するために、中央政府は1906年に査察委員を各省につかわしていたこと、②「統捐」は、1907年に実行され、同年すぐに廃止されたこと、③四川省は「統捐」を廃止するとともに、四川アヘンに対する専売制を開始したこと、④専売制は四川地方政府が課税収入を獲得するものであったこと、以上が明らかとなった。

すなわち、アヘン生産追放運動は、中国アヘンの課税収入をめぐる、清朝中央政府と地方政府との対立において、中央政府が敗北したまさにその時点に起きている。中央政府は失敗した「統捐」に代わって、中国アヘンをコントロールする方策をさがしていたはずである。

おそらく、「中英禁烟協定」中のアヘン生産禁止規定と、中国アヘンの税収を中央政府がコントロールしようとする方策とは連関があるに相違ない。残念ながら、現在のところこの予想を証明する史料を見出せていない。中国アヘンの税収の全容を把握し、最大限の収入を獲得しようとしていた中央政府が、一転、アヘン生産の禁止を宣言するという清朝中央政府の行動の不可解さを指摘できるのである。今後の課題としたい。

(2) 四川省の地方官（上級官から下級官ま

で）のアヘン生産追放運動への態度について。「趙爾巽档案」によれば、

①まず、四川総督趙爾巽は、アヘン生産禁止令を布告してはいるが、四川省の首都である成都を動くことなく、最大のアヘン生産地帯である川東道の重慶府周辺の長江流域地帯にはまったく姿を見せず、現地とは電報でやりとりをしていた。

②次に、州県官であるが、州県官はアヘン生産を禁止することに乗り気ではなく、また、農民からの反発を恐れて、農村の足を踏み入れてケシを引き抜くなどの具体的方策にはまったくタッチしていなかったことが見えてきた。

③アヘン生産禁止を農民に説得する役割を担わされたのは、団丁などの、正式の官ではない郷里の自衛団の組織のメンバーであった。彼等は州県官の命を受けて、農民にアヘン生産禁止を説得し、ケシが植えられていないかどうか調査に赴き、ケシが植えられている場合はそれを刈り取る役割を果たさなければならなかった。彼等は農民の怨みを買いやすく、各地で混乱が起きていた。ケシを刈り取りに行った団丁らを農民が取り囲み暴力をふるう、団丁の家を農民や焼き討ちをする、さらには州県の役所に農民が押しかけ焼き討ちをする事件が頻発していた。

④そのような混乱に対して、四川省が打ち出した対策は、アヘン生産をやめる代償として損失分の金額を農民に支払うという方策である。

以上のように、四川省におけるアヘン生産禁止に対する地方官の対応を見る限り、アヘン生産の禁止の実行には極めて消極的であったこと、農民に強行させようとした場合、大きな混乱を引きおこす可能性があることが見えてきた。

最終的に四川省政府は、農民にアヘン生産をやめる代償として農民の損失分を地方政府が負担する方策を採用した。

趙爾巽档案から見えてくる事実は以上である。このような事実を総合して考えると、四川地方政府は、アヘン生産の停止を非現実的な政策と考えており、強行することは出来ないと認識していたようである。農民の損失補填は財政的に長く続けられるものではない。おそらく短期間アヘン生産を停止させる考えであったのではないかと思われる。イギリス側の史料によれば、四川の地方官は農民に、「アヘン生産の停止は3年間だけである」と説得していたという。

それでは、短期間だけアヘン生産を停止する狙いはなにか。1907年「中英禁烟協定」は、中国がアヘン生産禁止を実行しているかどうかを3年後に調査し、その上で協定を破棄するか続行するか判断する取り決めであった。イギリスに対してアヘン生産の停止を

見せるためであったのではないか。

アヘン貿易が停止し、インドアヘンが入ってこなくなれば、中国側は中国アヘンやそれを精製した商品に、自由に課税することができる。これまで、インドアヘンが少しでも混ざっている精製アヘンに対しては、インドアヘンは内地では課税を免れるという規定によって、課税できずにいた。中国アヘンにインドアヘンが混ざっている商品への課税は、イギリス側からしばしば抗議を受け、紛争をおこしていた。

インドアヘンが入ってこなくなることは、中国アヘンとその精製した商品への課税をより有利に運用したい中国側（中央と地方双方）にとって、都合の良い事態であった。

清朝中央政府は、「統捐」を導入して地方政府のアヘン税収を中央に吸い上げようとする試みにおいては失敗した。代わりにアヘン税収をより多く獲得する方法として、アヘンに対する自由な課税を、イギリスからの干渉を受ける事無く実行するために、アヘン貿易の停止を実現しようとしたのではないか。

[国内外における位置づけとインパクト]

アヘン貿易を停止することになった「中英禁烟協定」に関しては、特にイギリスにおいて関心が高く、多くの研究がなされている。それらの研究は、アヘンを世界的に規制する潮流と、清朝における「改革」の動き、以上の2つの要因が実現を可能にしたものであり、100年以上にわたった続けられたアヘン貿易という汚点をようやく払拭することが出来たという評価がなされている。

中国側の研究も、おおむね、清朝最末期における「改革」であると評価している。アヘンという「旧弊」を一掃しようとし、一時的にせよ成功した劃期的な改革であると、評価されている。

本研究において、中国第一歴史档案馆所蔵の「趙爾巽档案」を利用し、中国最大のアヘン生産地である四川省のアヘン生産追放運動の実際の状況がある程度知ることができた。この史料については、ごく簡単な紹介がある程度である²。まだ、ほとんど利用されていない。

「趙爾巽档案」に見られるアヘン追放運動の状況は、20世紀初頭の中国におけるアヘン生産追放の「理想」が極めて非現実的であったことを示唆している。「趙爾巽档案」を見ることによって、通説に対して根本的な疑問を提起することができたと考えている。

[今後の展望]

四川省におけるアヘン生産追放運動に関

する「趙爾巽档案」は極めて貴重であり、今後さらに史料を収集して考察を深めたい。

「趙爾巽档案」は複写を許可されなかったため、手書きで写すしかなく、非常に時間がかかる。

分析を深めるためには関連史料を固める必要がある。今後も研究を進めることによって、清朝政府の「建前」と「現実」との落差を明らかにしていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 新村容子、1820～30年代の士大夫交流、岡山大学文学部紀要、査読無、52巻、2009年、pp. 31-66

② 新村容子、「宣南詩社」をめぐる覚書、岡山大学文学部紀要、査読無、51巻、2009年、pp. 17-32

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新村 容子 (NIIMURA YOKO)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：80362945

² 王克強「從趙爾巽档案看清末四川禁烟」『清史研究』2003年5月